

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	公開決定
処 分 権 者	実施機関
根 拠 規 定	美郷町情報公開条例第 9 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町情報公開条例第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条第 1 項・第 2 項・第 5 項 美郷町情報公開条例施行規則第 2 条、第 5 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町情報公開条例 （公文書の公開を請求できる者）</p> <p>第 5 条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。 （公開しないことができる公文書）</p> <p>第 6 条 実施機関は、次のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公文書の公開をしないことができる。</p> <p>（1） 法令又は条例の定めるところにより公開することができないものとされている情報</p> <p>（2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、公開することにより当該個人の権利、名誉、利益等を害するおそれがあると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令又は条例等の定めるところにより何人でも閲覧することができるものとされている情報</p> <p>イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報</p> <p>ウ 法令又は条例等の規定に基づく許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの</p> <p>（3） 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から、人の生命、身体及び健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情</p>

報

イ 法人等又は個人の違法若しくは不当な事業活動によって生じ、若しくは生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報

- (4) 監査、検査、契約、訴訟、交渉、渉外、試験その他実施機関が行う事務事業に関する情報であって、公開することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正又は適正な執行に支障が生ずるおそれがあるもの
- (5) 町の機関内部又は機関相互における審議、検討等の政策形成過程における情報であって、公開することにより公正又は適正な政策形成に支障が生ずるおそれがあるもの
- (6) 国、地方公共団体又は公共的団体（以下「国等」という。）との協議、依頼等に基づき実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより国等との協力関係が損なわれると認められるもの
- (7) 行政上の義務に違反する行為の取締り又は犯罪の捜査に関する情報であって、公開することによりその遂行に支障が生ずるおそれがあるもの  
(公文書の一部公開)

第7条 実施機関は、公文書に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分があることにより公文書の公開をしないこととする場合において、当該部分を容易に分離することができ、かつ、分離することにより公文書の公開の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該部分を除いて公文書の公開をするものとする。

(公文書の公開の請求手続)

第8条 第5条の規定に基づき公文書の公開を請求しようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 公文書の名称その他請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が定める事項

(公文書の公開の請求に対する決定等)

第9条 実施機関は、公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）があつた場合は、請求日の翌日から起算して15日以内に、当該公開請求に係る公文書の公開をするかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期限内に公開するかどうかの決定をすることができないときは、公開請求があつた日の翌日から起算して30日を限度としてその期限を延長することができる。この場合において、実施機関は、延長の理由を公開請求した者（以下「請求者」という。）に速やかに書面により通知しなければならない。

3、4 略

5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

	<p>(請求書)</p> <p>第2条 条例第5条の規定により公文書の公開を請求しようとする者は、公文書公開請求書(様式第1号)を実施機関に提出しなければならない。</p> <p>(公文書の写しの交付部数)</p> <p>第5条 公文書の写しを交付するときの交付部数は、請求に係る公文書1件につき1部とする。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>15日</p>
備 考	請求日翌日から15日以内に決定(条例9-1)。但し、請求日翌日から30日を限度に延長可(条例9-2)。
設 定 日	平成27年10月31日